

議事日程 (3)

平成31年3月18日 午前10時00分開会

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第4号 | 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 議案第5号 | 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 議案第6号 | 芦屋中央病院跡地検討委員会設置条例の制定について |
| 第4 | 議案第7号 | 芦屋町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第8号 | 芦屋町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定について |
| 第6 | 議案第9号 | 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案第10号 | 地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期計画の認可について |
| 第8 | 議案第11号 | 町道の路線認定について |
| 第9 | 議案第12号 | 平成30年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号) |
| 第10 | 議案第13号 | 平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号) |
| 第11 | 議案第14号 | 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) |
| 第12 | 議案第15号 | 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) |
| 第13 | 議案第16号 | 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号) |
| 第14 | 議案第17号 | 平成30年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号) |
| 第15 | 議案第18号 | 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号) |
| 第16 | 議案第19号 | 平成30年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号) |
| 第17 | 議案第20号 | 平成31年度芦屋町一般会計予算 |
| 第18 | 議案第21号 | 平成31年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算 |
| 第19 | 議案第22号 | 平成31年度芦屋町国民健康保険特別会計予算 |
| 第20 | 議案第23号 | 平成31年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第21 | 議案第24号 | 平成31年度芦屋町国民宿舎特別会計予算 |

- 第22 議案第25号 平成31年度芦屋町給食センター特別会計予算
第23 議案第26号 平成31年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第24 議案第27号 平成31年度芦屋町公共下水道事業会計予算
第25 特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会報告について
-

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男 6番 貝掛 俊之 7番 田島 憲道 8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一 10番 松上 宏幸 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【 傍聴者数 】 11名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。日程第 1、議案第 4 号から、日程第 24、議案第 27 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告いたします。

報告第 3 号、平成 31 年 3 月 14 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 4 号、満場一致により、原案可決。

議案第 5 号、満場一致により、原案可決。

議案第 6 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 7 号、満場一致により、原案可決。

議案第 11 号、満場一致により、原案可決。

議案第 12 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 13 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 18 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 19 号、満場一致により、原案可決。

議案第 20 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 21 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 26 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 27 号、満場一致により、原案可決。

以上、報告終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

平成31年3月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第9号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第20号、賛成多数、原案可決。

議案第22号、賛成多数、原案可決。

議案第23号、賛成多数、原案可決。

議案第24号、満場一致、原案可決。

議案第25号、満場一致、原案可決。

以上であります。

○議長 小田 武人君

次に、芦屋港湾活性化特別委員長に、審査結果の報告を求めます。芦屋港湾活性化特別委員長。

○芦屋港湾活性化特別委員長 辻本 一夫君

報告第5号、平成31年3月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、芦屋港湾活性化特別委員会委員長、辻本一夫。

芦屋港湾活性化特別委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第12号、賛成多数により、原案可決。

議案第20号、賛成多数により、原案可決。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記。

[朗 読]

.....

平成31年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成31年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」

る件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成31年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、
会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する
件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成31年3月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、
会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の
諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。
まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
なお、芦屋港湾活性化特別委員長に対する質疑については、省略いたします。
以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。
まず、日程第1、議案第4号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから、採決を行います。
お諮りいたします。日程第1、議案第4号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第2、議案第5号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから、採決を行います。
お諮りいたします。日程第2、議案第5号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第6号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議案第6号、芦屋中央病院跡地検討委員会設置条例の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

今、芦屋中央病院跡地については、町民の方々が非常に関心が強いものです。私もたびたび、あの跡地はどうなるのかというような意見があります。多くの議員の皆さんもそうだろうと思うんですけど。それで、私はこの条例を制定する前にですね、多くの町民の考えがあるわけですから、町民に対してアンケートをとるとか、その中でさまざまなアイデア、意見があると思うんです。そういうものをまとめた、町のほうでまとめ上げた中でですね、こういうような検討委員会、条例を制定するということが、今問われている住民参画まちづくり条例、それから住民男女共同参画条例、そういう趣旨になっていくわけですね。

ある市ではですね、このようなことが書かれてあります。審議会等委員の公募ということで、検討委員会も含むわけですけど。市民ニーズが多様化、高度化する中で、審議会等における調査、審議の場は市民がさまざまな市政運営に参加し、意見を反映できる機会として、重要な役割を果たすことから、委員の公募を原則とすると。こういうような中なんですね。そして女性の登用を積極的に図る。まあそういう意味で、市政に対する市民の知る権利を保障し、拡充し、もって開かれた市政のより一層の推進を図るためと。こういうようなものがあるわけですが。今回の新たに条例を制定される議案であります跡地検討委員会については、委員は15人以内と明記されていますね。そして限られた人数で検討するのは、やっぱりまずいと思うんです。それでまた私たち議員は知らないことがたくさんあります。

今、芦屋町では、住民参画職員研修会、そして活用検討プロジェクト、先進地視察で得た情報を町はたくさん持っておられますね。そういうようなアイデア等があると思うんですが、その議事録もあると聞いております。私たち議員はその内容は一切知らされていません。まあ制定後10月ごろから動き始めるということですから、新たな年度になって提案し直してほしいと、そういうふうに思います。そして検討委員会の委員には議員が2名掲載されていますね。ところが町民公募は町民からによる公募は2人もしくは1人と、こういう考えておられるようですが、やはり住民参画の視点からね、やっぱり4人ほど、ないしは5人ほど多くの方々が入れるような議案にさせていただいたかったと考えております。そういう意味で反対をせざるを得ません。よって反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

11番、横尾です。

何か今あの、反対討論が出ております。何か妹川議員、勘違いされとるんじゃないかなど。私は賛成の立場で少し言いますけど。

住民参画は、これは必ずやらないといけない。そう思っておりますけど、まずその前にですね、あの病院跡地をどういうふうにしていくかということは、これは検討せな、町民にも説明がつきにくいと思うんです。条例をこの通すということは、まず15人の委員さんを選出して、あの病院を、今、建物建っておりますが、建物をそのまま崩して更地にして何かをする。1つの案ですね。それからまた使える——あの病院はもう使えないとは思いますが、使える場所があればそれを残しながら何か検討して、そういう話を少しまとめ上げる、これ委員会。何もこの条例をつかって委員が勝手に決めて、勝手にやるというようなことではありません。そやから勘違いをしないように。よく条例文をよく読んで、それからこの前から説明がありましたが、課長さんの話もよく聞きながら、発言を皆さんにしていきたい。そう思っております。こういう検討委員会をつくることには、賛成の立場で一言申しておきます。終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第6号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第7号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

総務財政委員会ではですね、この芦屋総合振興計画審議会条例の一部改正については、賛成という立場でですね、手を挙げてしまいましたが。私はこの本議会ではですね、やはり先ほどの中央病院跡地検討委員会設置条例と同じように、この総合振興計画審議会条例にはですね、一般公募が2人なんですね。そして、議会議員は4名なんです。やはり議会議員が入ることのメリット、デメリットありまじょうが、やはり先ほど言ったように、こういうような委員の募集ですね、町民の公募による原則という視点から考えればですね、この一般公募に2名は非常に少ない。これ

は、この総合振興計画条例の一部改正は、女性の登用を進めたいという、進めようという意図はよくわかりました。わかります。しかし、やっぱり少ない。ふやしてほしいというような意味で反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第7号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第8号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第8号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第9号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第6、議案第9号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第10号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第7、議案第10号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第8、議案第11号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第8、議案第11号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第9、議案第12号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

第12号、一般会計補正予算について。これは議案第20号の平成31年度芦屋町一般会計予算と関連しますので、その場において説明したいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第12号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第10、議案第13号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第10、議案第13号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第11、議案第14号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第11、議案第14号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第12、議案第15号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第12、議案第15号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第13、議案第16号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第13、議案第16号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第14、議案第17号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第14、議案第17号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第15、議案第18号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第15、議案第18号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第19号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第16、議案第19号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第20号の討論を許します。ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。議案第20号、平成31年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成31年度芦屋町一般会計予算は庁舎外壁改修工事や町民会館改修工事、芦屋中学校トイレ改修工事、高校生の通学費補助、資料館空調設備改修工事、漁港整備事業などが主なもので、施設や機械の老朽化によるものや教育環境の整備、住民生活の向上、住民の要望に応えるという予算は評価をするものです。しかし、いくつか同意できないものがありますので、簡単に指摘し、討論をしたいと思います。

第1に介護保険広域連合に拠出をしている介護保険の問題です。芦屋町は介護保険広域連合に加入していますが、2000年の介護保険の導入時の保険料は2,908円でしたが、2018年の第7期保険料はBグループの基準額で6,197円と2倍に跳ね上がっています。とりわけAグループは8,048円と全国でもトップレベルの保険料の高さとなっています。厚労省は2025年に基準額が7,200円になると予想していますが、広域連合では既に8,000円を超えているわけですから、高齢者がその負担に到底耐えられないことは明白です。党支部で行った町民アンケートでも「介護保険料が高く、年金から天引きされると生活できない」、「保険料が高く、将来働けなくなったときが不安だ」などの声が寄せられ、高齢者は悲鳴を上げています。また介護従事者が不足し、在宅サービスが不十分なまま施設から在宅へと要介護者を移行させることは「保険あって介護なし」を深刻化させることは明らかです。さらに要支援者を保険から外し、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用するとしていますが、こうしたやり方でうまくいくかは疑問が生まれます。また、介護従事者は制度改正による報酬の減額、慢性的な人不足により劣

悪な労働環境に置かれ、事業者も経営的に厳しい状況に置かれています。高齢者の尊厳を守る介護保険制度に抜本的に変えることが求められています。

第2にマイナンバー制度に関連する予算が上げられていますが、日本共産党はマイナンバー制度そのものに反対していますので、認めることはできません。

第3に国の政治に対する町長の政治姿勢です。12月議会の一般質問で安倍政権が行おうとしている憲法9条の改定や消費税10%への増税に対して、町長は憲法改定については、国民全体でしっかり議論すべきであるとの曖昧な答弁でしたし、消費税については、引き上げが必要と容認する姿勢でした。国の政治が住民の命と暮らし、平和を追い詰めているとき、こんなときこそ暮らし、福祉、教育、平和を守るのが自治体の役割であり首長の存在意義です。2月24日に行われた沖縄の辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てに対する賛否を問う住民投票では、沖縄県民は新基地建設反対を明確に示しました。しかし、安倍首相は「投票の結果を真摯に受けとめる」と言ったその日に工事を進め、沖縄県民の声を無視しました。このような地方政治を踏みにじり、地方の住民をないがしろにする言語道断の安倍政治は断じて許されるものではありません。地方自治の本旨に基づいて国に意見することが首長の責務です。国の政治が住民の暮らしに直接影響する、住民に不利益を及ぼすときには国に対して毅然と対峙するのが首長の役割であると考えます。憲法改定や消費税増税に対し、町長はこのような凜としたスタンスの政治姿勢を取るべきであることを申し述べて、一般会計の反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

平成31年度芦屋町一般会計予算に反対の立場で参加いたします。

順不同でいきますが、まず芦屋港活性化推進委員のほうから、今年度82万6,000円の推進費が計上されております。29年度、30年度、31年度を合わせると約3,300万円だと思います。私はこの計画はコンサルタント主導型であり、芦屋タウンリゾート計画が頓挫しましたけれども、二の舞になるのではないかと。非常に危惧しております。

平成29年度芦屋港活性化推進委員のメンバーから、これ、どなたでしょうか。会議録を見ました。きょう、現地を見たが、水上で係留する一番上のところ、岸壁付近などは砂浜になっている。防波堤に沿って三、四十メートルは水深1メートルくらいしかない状況で、浮き桟橋をつかって浮かせるということであれば、船のキールなど含めて3メートルから5メートルの水深が必要になると考えられる。砂を3から5メートル掘るということになると、相当な浚渫工事が必要となり、財源の問題等がある。1回掘っただけでよいものではなく、一、二年で同じような状況が生まれることが考えられる。維持管理費をどうするのか見ておかないと、浚渫はお金がかかっ

てできないとなると、係留しているお客様とのトラブルになるのではないかと。反対側の防波堤付近も設置から10年以上経った現在は、8割方が砂に埋まっており、今後は効果がなくなるのではないかという状況になっている。このようなことをもう少し調査した上で、費用負担がどうなるのかといったことも検討が必要ではないか。もう1人の方は、漁港の漁船がある3号泊地は防波堤、消波堤がある中でも台風の際は大変な状況になる。5号泊地は斜めに1本波どめを出すということだが、台風するときなどに安心して置ける場所にならないと思う。先ほどの話のように、北西の季節風の強いときなどは、陸上保管を前提とした運用や周知が必要では（「議長」と呼ぶ者あり）ないか（「予算ではないやん」と呼ぶ者あり）というような、（発言する者あり）——議長、とめてください。発言中です。議長。

○議長 小田 武人君

短く、短く、簡略的に討論してください。（「予算の討論、工事の予算やなかろうも」と呼ぶ者あり）

○議員 5番 妹川 征男君

そういうようなことの中で、そういうようなことの中で、予算を3,000万ですか、組んで、3,300万円を組んだ形で、レジャー港化ありきで進むのではなくて、やはり一度立ちどまって、そして検討すべきであるという視点で、この予算を削除していただきたいというのが、この推進費82万6,000円です。

それから、マイナンバー制度については川上議員が言われましたけれど、やはり今、マイナンバーカードの交付率は平均が平成30年12月1日現在12.2%ですね。芦屋町は11.2%でした。今年度は少し上がって11.5%と聞いております。要するに頭打ちなんですね。そういう中であって、政府はいわゆる今度の消費税10%をモットーに飲食料品の2%分を還付するという案が財務省から出ておりますが、そのためにはマイナンバーカードを使って、麻生財務大臣は、そういうことが、カードを入れるのが面倒であるならば、もう、還付金をもらわなくてもいいじゃないかと、こういうことを国会でね、言われたみたいですけど。それとか、マイナンバーカードを、普及率を高めるために、自宅パソコンで行政手続きができるとか、コンピュータで、コンビニで住民票がとれるとか、芦屋町も昨年2,700万円の計上をしておりますね。そしていわゆるマイナンバーカードの普及、交付のために国は地方自治体に押しつけております。今、計算をしますとですね、4,000万から5,000万円のマイナンバーカードに関する予算が町に、そしてこの負担金は3割、4割ぐらいは国が負担しますが、7割近くがもう町が負担しなければならないというような状態になっているということでもあります。そういう意味でこのマイナンバーカードについては、これは国策ですから、なかなか難しいですが、やはり地方自治体としてもですね、国にもうマイナンバーカードについては、ちょっと一歩立ちどまって考えて

いいいただきたいというようなことをやっぱり申し入れる必要があるんじゃないかなと思います。そういう意味で私はこの件についても反対していきます。

そして、簡単になりますが、昨年も言いました。遠賀保護司会補助金が3万8,000円ですね。昨年もこれぐらいの金額でしたが。どうしてね、この町民の募金で支えられているような保護司の問題ですね、やはり国に対して、これ国家公務員、準国家公務員的な立場でありますから、国に対して申し入れをしてほしいんですよ。それでもだめであるならば、自治体で予算を組むべき。今、確か町民の方からの募金が二十数万円ですか、30万前後入ってきていますね。それで支えられるような保護司の方、保護司会の方もね、やっぱり気まずいだろうと思うんですよ。ぜひこれは予算を組むべきであったのではないかな。

それから補助金の問題です。さわらサミット、あしや花火大会、祭りあしや、あしや砂像展、この金額は4,580万円になるかと思います。そういうことを考えれば、今、少子高齢化が進む中で、教育や福祉などの生活に直結するような予算に、例えば教育費であれば教材費、それとか給食費、そういうものにね、補助金を出すと。そういうようなことを考えていただきたいと思っております。

それから、部活動外部指導員の謝礼の件が40万円です。これ、少ないです。もう少し予算を組んでいただきたかったと。要するに私たちの生活に直結するような予算配分をしていくべきであるという視点に立って、反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第17、議案第20号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第21号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第18、議案第21号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第22号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。議案第22号、平成31年度国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者は農漁業者、商売をされている方、年金生活者、非正規雇用者など一般的に所得の低い方で構成されています。ところが国保は町民の所得に比例すると高すぎるとい声が多くあります。本当に高すぎる国保税を引き下げてほしいというのが多くの町民の願いです。

第1に国保税の高すぎる一番の問題は、国が国保会計に負担する負担割合を引き下げているところにあります。1984年の約50%から現在では半減し、二十数%まで激減しています。国の予算では軍事費は5兆円を超え、オスプレイやイージス・アショアなど攻撃型の兵器を買い込み、史上最大の予算となっていますが、社会保障はどんどんと削られています。その結果、国保は大きな影響を受け、町民の生活に犠牲を押しつける保険料となっています。国庫負担の割合を元に戻す運動を行わない限り、この問題は解決できません。

第2に県を主体とする広域化は町民に痛みしかもたらさないことです。広域化は国保の構造的問題を解決するためと言われてきました。しかし、県の方針では自治体が保険料軽減のために行ってきた法定外繰り入れを赤字と決めつけ、計画的に解消することを求めています。さらに差し押さえ件数や収納実績に応じて報奨金を交付する仕組みで収納対策を競わせ、優れた自治体は表彰するとまで言っています。福岡県内でも多くの差し押さえや資格証の発行が行われていますが、広域化による過重な保険料負担と一層厳しい取り立てで、住民を追い込むことは許されません。命や暮らしを守るため、国や自治体を初め、社会全体で支えるのが社会保障であり、国民健康保険制度はその一つです。高い保険料は、払えない層を生み出し、国保財政、ひいては皆保険制度そのものを揺るがしかねません。国保制度の構造的矛盾の解決や被保険者の負担軽減が喫緊の課題となっているもと、町は最大の支援を国や県に求めるとともに、町としても有効な施策をとり、高すぎる国保料を抜本的に引き下げ、町民の命と暮らしを守ることを求めて反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第19、議案第22号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第23号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。議案第23号、平成31年芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療会計制度は75歳以上の高齢者を特別に扱う差別医療制度です。全国的に批判の声が高く、所得の割に保険料が高いという声が渦巻いています。これに対して、政府も均等割などを9割軽減するなどを行ってきました。しかし平成30年度に低所得者の所得割は本則どおりになくし、元被扶養者の均等割も5割軽減され、平成31年度には本則どおり軽減をなくします。制度発足当時、厚労省幹部が「医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく」と本音を語り、大問題になりました。実際、75歳以上人口がふえるほど保険料アップにつながる仕組みとなっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫しているのは明らかです。年金天引き対象以外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は毎年20万人以上で推移し、短期証を交付された方は2万人を超えています。お金が払えず安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すことが必要です。老人保健制度であれば75歳を過ぎても国保や健保から切り離されず、際限のない保険料アップの仕組みもなくすことができます。後期高齢者医療制度は廃止することを求めて反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第20、議案第23号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第21、議案第24号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第21、議案第24号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第22、議案第25号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第22、議案第25号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第23、議案第26号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第23、議案第26号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

きちっと、すいません、挙げていただけますか。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第27号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第24、議案第27号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

次に日程第25、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会報告についてを議題といたします。なお、本件は妹川議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、妹川議員の退場を求めます。

[5番 妹川 征男君 退場]

○議長 小田 武人君

本件につきましては、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会に調査を付託したものであります。このほど調査が終了し、報告書の提出がされておりますので、委員長に報告

を求めます。特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長。

○特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長 松上 宏幸君

それでは委員会の結果につきまして報告させていただきます。内容につきましては、この議案書の中に記載されておりますけれども、まず老人ホームによるこれまでの経緯について御報告いたします。

これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問の発言や行動が、一事業者への利益誘導に当たるのではないかと思われるため、特別委員会を設置して調査してほしいとの動議に基づき、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査を行うことが賛成多数で可決されました。

調査目的、これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に、もし一事業者への利益誘導の事実があった場合は、町民からの負託を受け活動する議会の信用を大きく失墜するものとなるため、これは議会の権威にかかわることで、みずから解決すべき内容であることから、その真偽を調査することが議会の責務との考えによるものであります。

次に、特別委員会の構成につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

次に、調査事件、本委員会の調査事件は、これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に一事業者への利益誘導の事実があったかどうかの真偽の確認である。なお、平成31年1月28日の委員会において、次の5項目について調査することを決定しました。

まず1番目に、一般質問の発言内容について。2、一事業者と同行して役場を訪問したことについて。3、隣接地権者等に対する反対誘導について。4、県庁を訪問した内容について。5、福祉課長を訪問した内容について。ただし、調査項目1については、平成24年第2回定例会から平成30年第2回定例会までに計18回行われており、本委員会で全て議論するには相当の時間を要するため、委員を2班に分け、調査箇所を抽出する作業を行ってきました。班分けにつきましては、そこに掲載しているとおりでございます。

次に、一般質問の発言内容についての調査箇所、これもそこに記載しておるとおりでございます。

次に、委員会の開催状況についてであります。第1回目を平成30年12月12日、正副委員長を選出、閉会中の継続審査を申し出ることに決定して、それから平成31年3月14日、第9回までにわたる調査を行っております。9回目が県庁への調査結果報告、まとめでございます。

次に、外部調査につきましては、近江法律事務所、平成31年2月22日、調査項目1について。福岡県保健医療介護部介護保険課、平成31年3月13日、調査項目4について行っております。

調査の結果。一般質問の発言内容について。調査項目（１）における調査箇所のうち、①～④が利益誘導に当たるかどうかについて、近江法律事務所において、正副委員長で確認したところ、「何をもって利益誘導とするかという定義の問題であるが、この発言だけでは、法的に利益誘導に当たるものとは言えない。」との回答でありました。

（２）一事業者と同行し、役場を訪問したことについて。財政課長に出席を求め、確認したところ、平成２４年３月２７日の町有地貸付申請時に一度同行されているが、そのときには利益誘導に当たるような発言は見受けられなかった。

（３）隣接地権者等に対する反対誘導について。福祉課長に出席を求め、確認したところ、「隣接地権者等の個人名は回答できない。」とのことでありました。そこで、その隣接地権者等に本委員会が直接調査することについて、福祉課長を通して要請を行ったが、隣接地権者等から「非常に迷惑」、「一切かわりたくない」や「親族に迷惑をかけることになる」などの理由で辞退するとの回答があった。このため、本委員会としても、これ以上の調査はできなかった。

（４）県庁を訪問した内容について。正副委員長で福岡県保健医療介護部介護保険課に調査したところ、「何度かお会いしたことがあるが、個別の内容については、守秘義務及び個人情報保護の観点から回答できない。」とのことでありました。このため、本委員会としても、これ以上の調査はできなかった。

（５）福祉課長を訪問した内容について。福祉課長に出席を求め、確認したところ、「この件に関する一般質問に際して、打ち合わせに来たことはない。」との回答であった。

最後にまとめになります。本委員会は、これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に、一事業者への利益誘導の事実があったかどうかの真偽確認を行ってきたが、調査の結果、一事業者への利益誘導の事実を裏づける証拠となるようなものは確認できなかった。したがって、この一連の言動だけで、利益誘導に当たるとは判断することができない。しかしながら、芦屋町政治倫理条例第３条には、「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と基準が定められている。これを鑑みれば、本委員会を設置して調査するに至ったことには、「この事業者はいい」、「この事業者は悪い」とも受け取れる一般質問での発言や、一事業者と同行して役場を訪問するなど一事業者への肩入れとも取れる行動にも要因があったのではないかと思われる。以上のことから、全議員が今回の件を議会議員としてのモラルの問題と捉え、一人一人が議場という公の場における発言であることを十分認識し、おのずから節度のある行動を心がけ、議会議員としての責務を果たしていかなければならないというふうに通じております。

以上で終わります。

○議長 小田 武人君

ただいまから、調査結果の報告について質疑を行います。特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長に対する質疑を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ただいま報告第6号でですね、調査特別委員会の報告を受けたわけですけど。まず10ページにですね、委員会の開催状況が載っていますが、9回程度行ったということですが。やはり調査特別委員会というのは、調査を十分に行うということがやっぱり前提だというふうに私は思いますが。こういった9回程度、そして中身についてもですね、3回程度からですね、調査項目になっていますが、こういったことですね、関係する参考人などですね、求められる全ての事情聴取ができたかどうかというところが疑問なんですけど、それについては行われたんでしょうか。

○議長 小田 武人君

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長。

○特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長 松上 宏幸君

委員会といたしましては、先ほど報告の中でも申し上げましたように、まず役場の職員さんに対する質問、それから県のほうに出向きまして、県の、芦屋町の弁護士であります方に対する質問、それから県の役人さんに対する調査等も行ってきておりまして、その中で言われたことが、先ほども申し上げましたように、こうした言動の中でこれが利益誘導につながるというようなことは考えられないというような質問の答えでございましたので、それ以上のことは委員会としても突っ込んで質問はいたしておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

やはりですね、12月議会に調査特別委員会が設置されてですね、その後年末を向かえ、そして正月を挟みですね、実態として特別委員会が動き始めたのが1月初旬。そしてここにも載っていますように、実質的な審議は第3回の1月23日からということです。その後確かにいろいろ条件が厳しい中でですね、鋭意委員会が開催されたとしてもですね、実質1カ月半程度しか審議がなく3月議会を迎えたということになります。やはり私はこのようですね、短期間で徹底した調査を行い、そして調査報告を出すという点ではですね、余りにも時間が不十分であり、本当にやっぱり精査されているのかという、また関係者の話をですね、ちゃんと伺っているのかという、そういったところについて疑問を持たれますので、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長。

○特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長 松上 宏幸君

今の確かに言われるとおり、日程的には非常に短かったと思っています。しかも執行部や議員の改選時期でもあったし、大変、非常に厳しい日程でありましたけれども、その中で特別委員会としては、できるだけ3月の議会までには間に合わせるようにということで一生懸命取り組んできたということだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかに。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

委員長に一、二点お尋ねしますが、弁護士とか県庁とかその、そういうところにこの審議を聞きに行ってもどうにもならないと思うんですね。この中で、隣接地権者2名ほどお伺いを立てれば、その件については、もう話も聞きたくないというような、かかわりたくないというようなこの文には出ておりますが。地権者だけやなくしてですね、特別養護老人ホームを設置するに当たってはその地域の区の同意、これが必須で、区の同意、区の皆さんの全体の同意がなければ、設置することができないということは、一文入っております。それでそういう地権者だけではなく、区の方、その同意されたか同意されていないかわかりません。区の方、たくさんおるんですが、よく一般質問で多くの方がとか、町民がとか、何かえらいたくさんの人が反対しとる、賛成しとるというふうな話ですが、そういう区のいろいろな方の、私の記憶の中では、たくさんおると思うんですよ。そういう方に調査されたのでしょうか。

○議長 小田 武人君

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長。

○特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長 松上 宏幸君

いろいろな難しい問題がありますので、これはやはり専門的な弁護士さんの意見を聞く必要があるということで、弁護士さんにまずお伺いに行っております。それから地域の方につきましては、先ほども申し上げましたように、その地権者の方々は会いたくもないと。そういうことにかかわりたくないというふうな拒否的な態度をとられましたので、それ以上の申し入れはできませんでした。地域の方とは直接お会いしたという話はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まああの、その地権者や隣地の方ですね、隣地、隣地の地権者がそれだけ強い言葉で会いたく

ないというようなことを聞きましたが、それはどういう意味で会いたくないのか。まあいろいろな考えがあるかと思いますが。そやから、さっきから言うように、区の同意、区の皆さんのお話も聞いとかないかんのですよ。そやから何もこれは、これからいくとね、さっき川上議員が言ったようにね、ちょっと調査不足ではないかと思いますが、いかかですか。委員長。

○議長 小田 武人君

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長。

○特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員長 松上 宏幸君

確かに区に対する質問はしていないのは事実でございますが、またそれとあわせて日程的にも、時間的にもなかったということは言えると思いますが。まず私どもといたしましては、特別の、その地権者に直接話を聞くということが一番いいのではないかとということで、委員会としてもそのような取り扱いをしてきたわけでありますが、どうしてもそのことについては話したくないとか、先ほど言いましたように、その答えができないということでございましたので、それ以上の追求はいたしておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第25、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会報告について討論を許します。討論ございますか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは討論を行います。

まとめの中です、9のまとめの中で政治倫理条例第3条が言われています。「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっているこの点についてはですね、私たち議員は常にやっぱり心がけないといけないということがありますし、当然のことであってですね、議員の責務としてやはり真摯に受けとめて議員活動をやるということが原則だというふうに思います。質疑の中でもですね、明らかになったように、やはりこの委員会での調査、審議時間がやっぱり不十分な中でのですね、調査特別委員の結論になっています。やはりですね、もともとやはり、この調査特別委員会を設置した時点でですね、十分な時間がないという中で、十分な調査ができない

という、そういった状況で設置すること自体に私は無理があったのではないかなというふうに思っております。私はこの12月議会です、このやっぱり調査特別委員会の設置については反対いたしました。そういった点です、やはりこの調査特別委員会の調査結果に対して、賛成することはできないということを表明いたしまして、討論いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

4番、刀根でございます。私もですね、この報告書の分につきましては、委員の中の1人ではありますけれども、反対の立場から討論をさせていただきます。と申しますのがですね、これはあの今回の分の内容につきましては、事務手続上の部分の瑕疵は全くないわけですね。そのところで動議として通った。そしてその中で、じゃあその特別委員会として何をやっていくかというところの部分で審議していく中で、私自身がこの委員会の中でですね、言ったこと、これはやはりその個人を大変に傷つけていったというところの部分に対してですね、私自身がやはり委員会なり、また議会なりの中でね、この文章的に表現すべきだといったところで、実はまとめのこれを鑑みればという後段の中で、それを表したいという意見を出したわけですけども。結果的にはこれはあの民主主義の原則で、賛成多数で内容が変わったといったところでございます。で、私自身が今でもね、やはり、もう昔の状況と今の状況というのは、インターネット等、その辺の環境が違うわけです。そうしたときにはですね、その今のあった一つの考え方ということで、やはり是は是、非は非という形の中で出すべきであるという思いからですね、そういった意見を出したわけでございます。で、これは今後どのような形でね、こういった事例が出てくるかもわからないけれども、やはり人間の尊厳といいますかね、人権をじゅうりんするような内容になったときには、やはりきちんとした形の中で謝罪すべきであるというふうな思いは今も変わっておりませんので、以上のことからこれを反対討論とさせていただきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。横尾議員。(傍聴席で泣く者あり)

○議員 11番 横尾 武志君

何か。(傍聴席で発言する者あり) ここで泣かれても困る。(傍聴席で発言する者あり)

○議長 小田 武人君

静かにしてください。(傍聴席で発言する者あり) 静かにしてください。(傍聴席で発言する者あり)

○議員 11番 横尾 武志君

退場。

○議長 小田 武人君

静かにしてください。これ以上発言がありますと退場していただきますので気をつけてください。横尾議員。討論、もういいですか。討論ほかにございませんか。はい。

○議員 11番 横尾 武志君

討論、これは全く調査不十分でね。私はあの今まで反対討論したことないんですよ。賛成討論はするけど、初めて反対討論をしますけど。その意味はね、調査不十分、その一言に尽きる。さっきから委員長に少し聞いたけど、まあその課長に頼んで地権者、隣地、隣地か。まあこういうことで、調査したいがと言われたら、そうやって断られた。これは、そうやからさっきから言うように、区にたくさん人がおるんですよ。いろいろな話、私は聞いております。ここで言っても証拠がないからだめだと言われるけどね。そりゃ賛成の人もおるし、反対の人もおる。その中で、反対をしてくれ。ここに養護老人ホームをつくるのに反対してくれ。そうして回った事実もある。うそと思うなら、もう一度これ、委員会を開いてね、調べたらいいんです。ですから、妹川議員の特別委員会で妹川議員を招致して聞き取り調査もしとるはずですよ。ですが、妹川議員は一切答えませんと。私は委員会に入っていないからね、よくわかりませんが。後で聞くところによると妹川議員は一切、自分の都合の悪いところは発言、聞いても答えない。そういうのがこう書いとるやないですか。(傍聴席より発言あり)

○議長 小田 武人君

静かにしてください。

○議員 11番 横尾 武志君

で、まあ、まとめの中でね・・・・・・(傍聴席より発言あり)

○議長 小田 武人君

退場を命じます。議事進行に支障がありますので。

○議員 11番 横尾 武志君

そやから、あの何ていうか利益誘導、利益誘導、この中では利益誘導に抵触するのではないかとということで調べる特別委員会ができた。抵触していなかったら、してないでいいんですけどね。その調査が全く特別委員会でやっていない。言葉に、文書に出して文を読めば、なるほどというような感じもするけどね、全然だめ。これで一番まとめの中でいいのは、さっき川上議員もおっしゃった全議員は議会議員としてのモラルの問題と捉え、一人一人が公の場における発言であることを十分に認識し、議会議員としての責務を果たしていかな。これが、これだけなんよ。後は全くのもう調査不十分。そういうことで、反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。反対の立場で討論をさせていただきます。

私はですね、本特別委員会の委員としてですね、本報告案についても賛成をいたしてまいりましたけれども、今、質疑の中でですね、皆様が御指摘のとおりありましたので、それを勘案すればですね、不十分なところもあったんじゃないかと、そういう点が非常に多く感じられますので、また判断されるということで、本原案については反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

すみません、ちょっと風邪気味なんで申しわけないんですけど。

先ほどからですね、私たちの特別委員会の調査報告に対しては調査不十分ではないかという御指摘につきましては、私もそう思わないではないんです、ですね。ただですね、この報告書に記載していますように、まあ隣接地権者の方たちにお会いして直接聞きたかった。でもそれはかかわりたくないという話。これは県庁に行っても「何度かお見えになりましたよ。しかし、それ以上のことは言えません。」とかですね。妹川議員を招致したときには、「それは答える必要はない。」と。こんなことになってくると私たちはこれ以上先に進めない。でも委員会をつくった以上は、やっぱり何とかきちっと整理をせないかんということで、委員長ともどもですね、しっかり今の現状の中でまとめられる分でまとめてきたという状況でございますが。まあ皆さん、大体その動議に対する賛成された方というのは、みんな思いはあったと思います。あれだけの回数の発言をされた。それに対して、本当そうなのかなという思いがあって、それは真偽を確認せないかんやろうということで動議に賛成されたとは私は思いますが、結果として、きちっと真偽が確認できなかっただけであります。じゃあ、これが利益誘導につながってないのかというのは、また別の話でございまして、確認ができなかっただけということでの報告ということですね、私は委員会のメンバーの一委員として、メンバーとしてこれだけはまとめてきた立場から賛成の立場で発言させていただきました。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。日程第25、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会報告については、委員長報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成少数であります。よって、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会報告については不承認とすることに決定いたしました。これで、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会は終了します。

ここで、妹川議員の入場を求めます。

[5番 妹川 征男君 入場]

○議長 小田 武人君

ここで、事前に田島議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。発言の許可をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。

記事の訂正のお願いについてです。私は先般、昨年6月議会での発言により芦屋町の商工業者に対し多大な迷惑をおかけしましたことを深く反省し、商工会へ出向き、会長、副会長へ心から謝罪をしました。しかしながら、2月に発行された議会だよりの紙面では、私への辞職勧告決議案への賛成討論の中で、辻本議員は、商工会等へは挨拶程度という表現のもと、掲載がありました。私は、自身の6月議会での発言により、抗議文を戴きました芦屋町商工会には、平成30年10月5日付のお詫び及び退会届という謝罪文を持参の上、訪問をしました。観光協会へも同様であります。その際、当時、私が商工会の役職にあった商工振興委員の職を、今回の責任をとるための辞職願いと、また自身の店を9月末をもって廃業したこと、そして芦屋町商工会からも退会する旨をお伝えいたしました。そのようなことから、辻本議員の賛成討論の中で、商工会等へは挨拶程度云々という表現は不適切であると考え、次号発行の議会だよりにて、紙面での訂正を求めることをここに要望します。

以上です。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で田島議員の発言は終わりました。

なお、本件につきましては、議員の地位・身分等に関連する事案であることから、議会広報常任委員長と協議し、次号で訂正文を掲載いたします。

○議長 小田 武人君

以上をもって、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成31年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前11時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員